

令和元年第4回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第133号

佐伯市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について (議案書1ページ)

民間労働法制における時間外労働の上限規制の導入及び国家公務員における超過勤務命令の上限の設定等に鑑み、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務の上限等を定めようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 時間外勤務の上限規制に係る規定の追加

平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による労働基準法の一部改正に伴い、平成31年4月1日から、長時間労働の是正をするための労働時間に関する制度の見直し等がされた。

これに伴い、国家公務員の勤務時間に関しては、平成31年2月1日に改正人事院規則が公布され、同年4月1日から超過勤務命令の上限の設定がされる等、労働基準法の改正の趣旨に則った制度の見直しがされた。

これらの見直しの趣旨に鑑み、次のとおり本市の職員の時間外勤務の上限を規制するための措置等を講じることとする(第10条第3項から第6項まで追加関係)。

- ① 時間外勤務の時間数は、原則として、次に掲げる時間数の範囲内であって、必要最小限の時間数とする。
 - ア 1か月について「45時間」
 - イ 1年について「360時間」
- ② 上記①の例外として、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等があった場合の時間外勤務の時間数は、次に掲げる時間数及び月数の範囲内であって、必要最小限の時間数とする。
 - ア 1か月について「100時間未満」
 - イ 1年について「720時間」
 - ウ 直前の時間外勤務の時間数の2か月平均、3か月平均、4か月平均、5か月平均及び6か月平均の全てについて1か月当たり「80時間」
 - エ 時間外勤務の時間数が1か月当たり45時間を超える期間について、1年につき「6か月」
- ③ 大規模な災害への対応等、公務の運営上真にやむを得ない場合において、職員に上記①及び②の時間数又は月数を超えて時間外勤務をさせる

必要があると任命権者が認める場合には、上記①及び②（当該超えることとなる時間数又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しないこととする。

- ④ これらのほか、時間外勤務に関し必要な事項（長時間勤務があった場合に、市長がその要因の整理、分析及び検討をすること等）については、規則で定めることとする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

(例規集第1巻 25200 ページ)

(担当課：総務課)

議案第134号

佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について

(議案書3ページ)

国、県及び他市の状況等に鑑み、55歳を超える職員の昇給について、一定の要件を満たした場合に限り行うこととしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 50歳台後半層における昇給制度の見直し

現行、「54歳」を超える職員の昇給については、過去1年間の勤務成績が良好である場合に、2号給（当該職員以外の職員については、4号給）昇給することとされているが、国、県及び他市の状況等に鑑み、これを見直すこととする。

具体的には、「55歳」を超える職員の昇給について、過去1年間の勤務成績が極めて良好又は特に良好である等の場合に限り行う（標準の勤務成績では昇給しない）こととする（第7条第5項改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(例規集第1巻 28100 ページ)

(担当課：総務課)

議案第135号

佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(議案書4ページ)

令和元年10月4日に行われた大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条による改正）

- ① 職員の給料について、平成 31 年 4 月 1 日に遡り、若年層に重点を置いた改定（行政職給料表の改定）を行い、平均 0.14%引き上げる（第 1 条の改正による第 5 条の別表第 1 改正関係）。
- ② 職員（再任用職員を除く。）の令和元年 12 月に支給する勤勉手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第 1 条の改正による第 28 条第 2 項第 1 号改正関係）。

【勤勉手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6 月期	0.925 月	0.925 月	0.000 月
12 月期	<u>0.925 月</u>	<u>0.975 月</u>	0.050 月
計	1.850 月	1.900 月	0.050 月

- ③ 上記②により改定した勤勉手当について、次の表のとおり、令和 2 年度から 6 月期及び 12 月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第 2 条の改正による第 28 条第 2 項第 1 号改正関係）。

【勤勉手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6 月期	0.925 月	<u>0.950 月</u>	0.025 月
12 月期	<u>0.975 月</u>	<u>0.950 月</u>	△0.025 月
計	1.900 月	1.900 月	0.000 月

(2) 佐伯市国民健康保険診療所の医師の給与に関する条例の一部改正（第 3 条による改正）

国民健康保険診療所の医師の給料について、平成 31 年 4 月 1 日に遡り、医療職給料表の改定を行う（第 2 条の別表第 1 改正関係）。

(3) 佐伯市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第 4 条による改正）

- ① 特定任期付職員の給料（1 号給～7 号給）のうち、若年層（1 号給）に係る給料月額について、次の表のとおり給料表の改定を行う（第 7 条第 1 項の表改正関係）。

号給	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
1	<u>374,000 円</u>	<u>375,000 円</u>	1,000 円

- ② 特定任期付職員の期末手当について、次の表のとおり、令和 2 年度から支給月数を引き上げる（第 8 条第 2 項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	<u>1.675月</u>	<u>1.700月</u>	0.025月
12月期	<u>1.675月</u>	<u>1.700月</u>	0.025月
計	3.350月	3.400月	0.050月

(4) 佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第5条及び第6条による改正）

- ① 市議会議員の令和元年12月に支給する期末手当について、次の表のとおり、支給月数を引き上げる（第5条の改正による第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	1.675月	1.675月	0.000月
12月期	<u>1.675月</u>	<u>1.725月</u>	0.050月
計	3.350月	3.400月	0.050月

- ② 上記①により改定した市議会議員の期末手当について、次の表のとおり、令和2年度から6月期及び12月期の支給月数がそれぞれ均等となるように改定する（第6条の改正による第6条第2項改正関係）。

【期末手当の支給月数】

支給区分	改定前 (A)	改定後 (B)	改定月数 (B)－(A)
6月期	1.675月	<u>1.700月</u>	0.025月
12月期	<u>1.725月</u>	<u>1.700月</u>	△0.025月
計	3.400月	3.400月	0.000月

(5) 佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（第7条及び第8条による改正）

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数について、上記（4）の市議会議員の期末手当に係る支給月数の改定と同様の改定を行う（第7条の改正による第7条改正及び第8条の改正による第7条改正関係）。

（例規集第1巻 23233 ページ、27400 ページ、27900 ページ、28100 ページ、第4巻 66800 ページ）

議案第 136 号

佐伯市条例の廃止に関する条例等の一部改正について (議案書 13 ページ)

地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用の要件が厳格化されることに伴い、本市の自治委員及び交通安全指導隊隊員を特別職非常勤職員として任用しないこととし、個別の契約に基づき業務を実施するため、佐伯市自治委員設置条例及び佐伯市交通安全指導隊設置条例を廃止し、あわせて関係する条例を改正しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 佐伯市自治委員設置条例及び佐伯市交通安全指導隊設置条例の廃止（改正条例第 1 条による改正）

平成 29 年 5 月 29 日に公布された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」による地方公務員法の一部改正に伴い、令和 2 年 4 月 1 日から特別職の地方公務員のうち、非常勤職員の任用の要件（範囲）が「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化されることとなった。

この要件の厳格化に伴い、特別職非常勤職員であった本市の自治委員及び交通安全指導隊隊員についても、特別職非常勤職員として任用することができなくなることとなった。

そのため、令和 2 年 4 月 1 日以後においては、自治委員等を特別職非常勤職員として任用せず、個別の契約に基づき、これまで行ってきた業務と同様の業務をそれぞれ行っていただく必要があることから、「佐伯市自治委員設置条例」及び「佐伯市交通安全指導隊設置条例」を廃止することとする（本則第 65 号及び第 66 号追加関係）。

(2) 自治委員及び交通安全指導隊隊員の報酬金額に係る規定の削除（附則による改正）

上記（1）の改正（各条例の廃止）に伴い、「佐伯市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」の特別職職員の報酬の額を定めた表から、自治委員及び交通安全指導隊隊員の報酬の額に係る規定をそれぞれ削除する（附則第 2 項の規定による当該条例別表第 1 改正関係）。

【参考事項】

令和 2 年 4 月 1 日以後に自治委員及び交通安全指導隊隊員に支払う業務の対価については、その支払の根拠が個別の契約で定める額となる。

しかし、それらの業務の内容については、本条例の改正の前後において、原則として変更がない。

よって、業務の対価の額（契約で定める額）については、本条例の改正

前の額と同額（自治委員については「予算の範囲内において市長が定める額」、交通安全指導隊員については「年額 65,000 円）」とする予定としている。

(3) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(例規集第 1 巻 5400 ページ、13800 ページ、
第 5 巻 110500 ページ)

(担当課：自治委員については市民課、
交通安全指導隊員については総務課)

議案第 137 号

佐伯市情報ネットワーク施設条例の一部改正について

(議案書 14 ページ)

ネットワーク施設の老朽化等により、新たに光ケーブルネットワーク施設を整備することに伴い、当該施設の放送センター等の名称及び位置、対象区域等を定めようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 光ケーブルネットワーク施設の整備に伴う規定の追加（改正条例第 1 条による改正）

本市の情報ネットワーク施設（同軸ケーブル等ネットワーク施設）において、現在施工中の「佐伯市 S C N ・本匠エリア光化整備工事」により、令和 2 年 4 月 1 日から、新たに光ケーブルネットワーク施設が整備されることとなる。

これに伴い、光ケーブルネットワーク施設の放送センター等の名称等及び当該施設において市民情報サービスを行う区域について、次の表のとおりとする（第 3 条及び第 5 条の改正並びに別表第 2 及び別表第 5 の追加関係）。

区分	名称	位置	市民情報サービス対象区域
放送センター	佐伯光ケーブル放送センター	佐伯市池船町20番3号 (株式会社ケーブルテレビ佐伯)	本匠地域 (加入予定者数 645 件)
放送サブセンター	本匠光ケーブルサブセンター	佐伯市本匠大字波寄26 85番地 (本匠振興局)	
	宇目光ケーブルサブセンター	佐伯市宇目大字千束28 92番地1 (消防署宇目分署)	

(2) 同軸ケーブル等ネットワーク施設における市民情報サービスの対象区域の変更（改正条例第2条による改正）

上記（1）の改正により、本匠地域においては、令和2年4月1日から光ケーブルネットワークにより情報が提供されることとなり、原則として同軸ケーブルは不要となる。

しかし、光ケーブルネットワークによる情報の提供を受けるためには、戸別に加入者宅への引込工事が必要となることから、一定の移行期間を設ける必要がある。

以上により、その移行期間を1年間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）とすることとし、令和3年3月31日をもって、本匠地域における同軸ケーブルによる情報の提供を終了することとする（別表第4改正関係）。

(3) 施行期日

令和2年4月1日（上記（2）の改正は、令和3年4月1日）

【その他参考事項】

(1) 事業の概要

事業名等	事業内容
SCN・本匠エリア光化整備工事	センター及びサブセンターの整備、伝送路整備等
CATV（SCN・本匠）光化整備事業工事監理業務委託	上記工事に係る工事監理委託業務

(2) 事業費及びその財源内訳（予定）

（単位：円）

事業費	財源内訳		
	国庫補助金	合併特例債	一般財源
507,045,829	223,735,000	267,100,000	16,210,829

※ 事業費＝工事費、工事監理委託費等の合計額

（例規集第1巻12600ページ）

（担当課：情報推進課）

議案第138号

佐伯市総合計画審議会条例の一部改正について

（議案書16ページ）

佐伯市総合計画審議会において、佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関し必要な事項を審議するため所掌事務を新たに追加し、あわせて佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進審議会条例を廃止しようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 総合計画審議会の所掌事務の追加（本則による改正）

平成 27 年 10 月に策定された佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略（戦略期間＝平成 27 年度～令和元年度）は、第 1 次佐伯市総合計画（計画期間＝平成 20 年度～平成 29 年度）における人口減少・少子高齢化対策の観点を踏まえて策定された。

そのため、次期総合戦略（戦略期間＝令和 2 年度～令和 4 年度（予定））の策定に当たっては、第 2 次佐伯市総合計画（計画期間＝平成 30 年度～令和 9 年度）における各取組を勘案した内容の検討が必要になることから、現在別々の組織である審議会を佐伯市総合計画審議会に統一することとし、それぞれの進捗管理も含めた一体的な運用を図る必要がある。

以上の理由により、佐伯市総合計画審議会の所掌事務（審議事項）に「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関し必要な事項」を追加することとする（第 2 条改正関係）。

(2) 佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進審議会条例の廃止（附則による改正）

上記（1）の改正（佐伯市総合計画審議会の所掌事務の追加）に伴い、「佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進審議会条例」を廃止することとする（附則第 2 項の規定による佐伯市条例の廃止に関する条例本則第 65 号追加関係）。

(3) 施行期日

公布の日

（例規集第 1 巻 5600 ページ、5630 ページ、
第 5 巻 110500 ページ）

（担当課：政策企画課）

議案第 139 号

ふるさとさいき応援基金条例の一部改正について

（議案書 17 ページ）

本市を応援するために寄附された寄附金の一部を当該年度の返礼品等に要する経費、災害復旧事業等に充当することにより、安定的な財政運営を行うため、基金の積立額を当該寄附金に相当する額のうち予算で定める額としようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 基金の積立額の見直し

ふるさとさいき応援基金として積み立てる額については、本条例第 2 条の規定により、当該基金の設置の目的を達成するための本市が受けた「寄附金に相当する額」としている。

このため、寄附金を受領した年度に一旦その全額を積み立て、その翌年度

以降に当該基金の設置の目的を達成するための事業に充てるための処分（取崩し）をしている。

一方、本市の財政においては、経常収支比率の上昇等によりその構造の硬直化が進んでおり、財源の確保が課題となっている。

以上のことから、当該基金として積み立てる額を見直すこととする。

具体的には、当該積み立てる額を「本市が受けた寄附金に相当する額のうち予算で定める額」とすることとし、寄附金の全額について積み立てないこととする。

また、積み立てなかった寄附金については、当該年度の返礼品等に要する経費及び災害復旧事業に充当することとする（第2条改正関係）。

(2) 施行期日

令和2年4月1日

(例規集第2巻 34050 ページ)

(担当課：ブランド推進課)

議案第140号

佐伯市多目的集会施設等条例の一部改正について

(議案書 18 ページ)

尾岩研修施設を、令和2年1月1日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 尾岩研修施設の名称等に係る規定の削除

尾岩研修施設は、地域住民の生活の合理化・健康管理及び生活環境の改善ため、昭和59年3月に弥生地域の尾岩区に建築された施設である。

令和元年8月22日に、尾岩区から市長に対し、当該研修施設について当該区への無償譲渡を要望する旨の要望書が提出された。

現在、当該区に当該研修施設を無償譲渡することについて調整中であることから、その無償譲渡に係る手続を進めるに当たり、当該研修施設を、令和元年12月31日をもって廃止し、普通財産に用途変更することとする。

これに伴い、本条例の多目的集会施設等の名称及び位置を規定している表から、「佐伯市尾岩研修施設」の名称及び位置に係る規定を削除する（第2条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和2年1月1日

(例規集第4巻 78000 ページ)

(担当課：農林水産総務課)

議案第 141 号

佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について (議案書 19 ページ)

令和 2 年度から、特定環境保全公共下水道事業（以下「特環事業」という。）に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することとするとともに、同法において条例で定めることとされている事項を定めるほか、関係条例の整備をしようとするものである。

平成 27 年 1 月 27 日に、総務大臣から各地方公共団体の長に対し、重点事業（本市にあっては、特環事業及び簡易水道事業が対象事業）について、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）までの 5 年間で、公営企業会計に移行するよう要請があった。

この要請の趣旨に鑑み、令和 2 年度から、本市の特環事業特別会計を公営企業会計に移行することとし、その移行に必要な条例の規定の整備等を行う。

<主な改正の内容>

(1) 佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（本則による改正）

① 題名等の変更

本条例に特環事業を追加することに伴い、公共下水道事業及び特環事業を総称して「下水道事業」と定義付けることとする。

これに伴い、題名を「佐伯市下水道事業の設置等に関する条例」に改める等の条文の整備をする（題名及び第 1 条改正関係）。

② 地方公営企業法の財務規定等の適用に係る規定の追加

公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用させることについては、これまで「佐伯市公共下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例」において規定していた。

条例の規定の分かりやすさの改善、複数ある条例を整理する等の観点から、当該規定を本条例に規定し直すこととする（第 2 条追加関係）。

③ 特環事業の経営規模に係る規定の追加

本条例に特環事業を追加することに伴い、当該事業の排水区域、排水人口、1 日最大処理能力等の経営規模について、次の表のとおりとする（改正後の第 3 条第 2 項第 2 号関係）。

【特環事業の経営規模】

項目	経営規模
排水区域	201ha
排水人口	5,180 人
1 日最大処理能力	3,180 m ³
終末処理施設の数	3 か所

(2) 佐伯市特別会計条例の一部改正（附則第 2 項から第 4 項までによる改正）

上記 (1) ①の改正（特環事業の追加をいう。以下同じ。）に伴い、特環事業特別会計を廃止する（附則第 2 項の改正による第 1 条第 3 号削除関係）。

(3) 佐伯市特定環境保全公共下水道事業償還基金条例の一部改正（附則第5項による改正）

上記（1）①の改正に伴い、本条例において引用する字句の整理をする。
具体的には、基金の運用から生ずる益金を計上する予算を、下水道事業会計予算（改正前は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算）とする（第4条改正関係）。

(4) 佐伯市特定環境保全公共下水道事業条例の一部改正（附則第6項による改正）

上記（1）①の改正に伴い、公共下水道の管理及び使用に関し必要な事項を定めた「佐伯市公共下水道条例」の題名との整合性を図る観点から、本条例の題名を「佐伯市特定環境保全公共下水道条例」に改める（題名改正関係）。

(5) 佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正（附則第7項による改正）

上記（1）①及び②の改正に伴い、次に掲げる2条例を廃止する（本則2号追加関係）。

- ① 佐伯市公共下水道事業に地方公営企業法の一部を適用する条例
- ② 佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計財政調整基金条例

(6) 佐伯市公共下水道事業地方償還基金条例の一部改正（附則第8項による改正）

上記（1）①の改正に伴い、本条例において引用する字句の整理をする。
具体的には、基金として積み立てる額を定める予算の名称を、下水道事業会計予算（改正前は、佐伯市公共下水道事業会計歳入歳出予算）とする（第2条改正関係）。

(7) 施行期日

令和2年4月1日

（例規集第5巻101000ページ、101100ページ、101600ページ、110500ページ、第2巻30600ページ、36500ページ、36600ページ、36700ページ）

（担当課：営業課）

議案第142号

佐伯市水道事業給水条例の一部改正について

（議案書22ページ）

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料の額を新たに定めようとするものである。

<改正の内容>

(1) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料に係る規定の追加

平成30年12月12日に「水道法の一部を改正する法律」が公布され、令和元年10月1日（※）から指定給水装置工事事業者の指定の更新制が導入される

こととなった。

これに伴い、当該指定の更新に係る手数料を徴収することとし、その手数料の額については、指定の更新に係る事務量と新規の指定に係る事務量が同程度であること等を考慮し、新規の指定に係る手数料の額と同額の 10,000 円とする（第 33 条第 1 項第 1 号改正関係）。

(※) 改正水道法施行令の経過措置により、改正水道法施行後の本市の指定給水装置工事事業者の初回更新までの指定の有効期間の末日（有効期限）は、次の表のとおりとなっている。

指定の有効期限	事業者数（令和元年 10 月 1 日時点）
令和 4 年 9 月 29 日	114 事業者
令和 5 年 9 月 29 日	26 事業者
令和 6 年 9 月 29 日	20 事業者

(2) 施行期日

公布の日

(例規集第 5 巻 105600 ページ)

(担当課：営業課)

議案第 143 号

財産の無償貸付けについて（宇目サテライトオフィスの一部）

（議案書 23 ページ）

企業誘致により地域経済の活性化を図るため、宇目サテライトオフィスの一部を「グース株式会社」に無償貸付けすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 無償貸付けする財産（建物）

名称	所在	構造	床面積
宇目サテライト オフィスの一部	佐伯市宇目大字小野 市 3517 番地 3	木造平屋建	404.6 m ² のうち 78.57 m ²

(2) 貸付けの相手方

東京都千代田区九段南 3 丁目 8 番 14 号 カーサ九段坂ビル 2 階

グース株式会社

代表取締役 南雲 亮

(3) 貸付けの目的

宇目サテライトオフィスに市外から情報通信関係の企業を誘致することにより、若者が働きたいと希望する魅力ある労働環境を提供するとともに、情報通信産業の集積を通じて、新たな産業の創出、雇用人口の拡大等の地域経済の活性化を図るため

(4) 貸付期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで(5年間)

(担当課：商工振興課)

議案第144号

財産の取得について(さいき城山桜ホールフルコンサートグランドピアノ及び附属品)

(議案書26ページ)

さいき城山桜ホールの新築に伴い、同ホールで使用するフルコンサートグランドピアノ及び附属品を配備する必要がある。

このフルコンサートグランドピアノ及び附属品の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 購入予定動産(詳細は、議案書の27ページに記載のとおり)

品名	数量
フルコンサートグランドピアノ及び附属品	9品目11点

(2) 予定価格 25,495,789円(税抜き 23,177,900円)

(3) 契約の方法 随意契約

(4) 契約の相手方及び契約金額(消費税及び地方消費税を含む金額)

大分市寿町11番2号

有限会社ムジカ シラサワ

代表取締役 白沢 正道

25,223,550円

(予定価格に対する割合 98.93%)

(5) 納入期限 令和2年5月12日

【その他参考事項(購入費の財源内訳)】

(単位：円)

購入費	財源内訳	
	合併特例債	一般財源
25,223,550	23,900,000	1,323,550

(担当課：大手前開発推進室)

議案第 145 号

財産の取得について（さいき城山桜ホール舞台大道具類備品）

（議案書 28 ページ）

さいき城山桜ホールの新築に伴い、同ホールで使用する舞台大道具類備品を配備する必要がある。

この舞台大道具類備品の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) **購入予定動産**（詳細は、議案書の 29 ページ及び 30 ページに記載のとおり）

品名	数量
さいき城山桜ホール舞台大道具類備品	55 品目 695 点

(2) **予定価格** 26,512,149 円（税抜き 24,101,954 円）

(3) **契約の方法** 要件設定型一般競争契約

(4) **入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）**

入札業者	入札金額	備考
株式会社井手口	22,500,000 円	落札
株式会社大阪共立	23,220,000 円	
株式会社サンケン・エンジニアリング	23,900,000 円	

(5) **契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）**

東京都中央区入船 3 丁目 10 番 9 号 新富町ビル 7 階

株式会社井手口

代表取締役 對比地 徳明 24,750,000 円

（落札率：93.35%）

(6) **納入期限** 令和 2 年 8 月 21 日

【その他参考事項（購入費の財源内訳）】

（単位：円）

購入費	財源内訳	
	合併特例債	一般財源
24,750,000	7,200,000	17,550,000

（担当課：大手前開発推進室）

議案第 146 号

佐伯市尾岩研修施設の指定管理者の指定の期間の変更について (議案書 31 ページ)

佐伯市尾岩研修施設の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

尾岩研修施設の指定管理者については、平成 27 年第 5 回 (12 月) 市議会定例会において、「尾岩区」がその指定の期間を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、令和元年 8 月 22 日に尾岩区から市長に対し、当該研修施設について当該区への無償譲渡を要望する旨の要望書が提出され、現在、当該区に当該研修施設を無償譲渡することについて調整中であることから、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該研修施設の用途廃止の日 (議案第 140 号の条例の施行期日) の前日に変更することについて、再度、議会の議決を求めようとするものである。

なお、当該研修施設の管理指定期間に係る当該区との変更協議については、令和元年 10 月 25 日に完了している。

<指定管理者の指定の期間の変更内容>

項目	指定の期間
変更前	平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで (5 年間)
変更後	平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで (3 年 9 か月間)

(担当課：農林水産総務課)

議案第 147 号

佐伯市グリーンパーク直川の指定管理者の指定について (議案書 32 ページ)

佐伯市グリーンパーク直川の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 148 号

佐伯市鉱泉センター直川の指定管理者の指定について (議案書 33 ページ)

佐伯市鉱泉センター直川の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 149 号

佐伯市直川憩の森公園の指定管理者の指定について (議案書 34 ページ)

佐伯市直川憩の森公園の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 150 号

佐伯市鶴見海望パークの指定管理者の指定について (議案書 35 ページ)

佐伯市鶴見海望パークの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 151 号

佐伯市うめキャンプ村の指定管理者の指定について (議案書 36 ページ)

佐伯市うめキャンプ村の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 152 号

市道路線の認定及び廃止について (議案書 37 ページ)

市道路線を認定し、及び廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 永野 2 号線

開発行為の完了に伴い、当該路線の終点を延長する必要性が生じたことから、当該路線を一旦廃止し、改めて認定する。

(2) 長畑線

当該路線の一部を林道シウカシワ線に移管することに伴い、当該路線の終点を変更する必要性が生じたことから、当該路線を一旦廃止し、改めて認定する。

(3) 波寄小川線

当該路線を林道小川線及び林道牛ノ頭線に移管することに伴い、当該路線の終点を変更する必要性が生じたことから、当該路線を一旦廃止し、改めて認定する。

(4) 楠木 2 号線及び楠木線

楠木 2 号線の一部を里道に移管することに伴い、楠木線と楠木 2 号線の一

部を併合するため、当該各路線を一旦廃止し、改めて楠木線として認定する。

(5) 屋形線

当該路線の一部を林道土紙屋江平線に移管することに伴い、当該路線の終点を変更する必要があることから、当該路線を一旦廃止し、改めて認定する。

(担当課：用地・管理課)

議案第 153 号

**佐伯市直川米麦乾燥調製施設の指定管理者の指定について
(議案書 50 ページ)**

佐伯市直川米麦乾燥調製施設の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 154 号

**財産の無償貸付けについて (旧色宮小学校ランチルーム)
(議案書 51 ページ)**

地域農産物等を活用した香料原料の開発等を通じて、地域経済の活性化を図るため、旧色宮小学校のランチルームを「小川香料おおいた佐伯農場株式会社」に無償貸付けすることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 無償貸付けする財産 (建物)

名称	所在	構造	床面積
旧色宮小学校 ランチルーム	佐伯市米水津大字色利 浦 1742 番地 1	鉄筋コンクリート造 平屋建	81 m ²

(2) 貸付けの相手方

佐伯市米水津大字色利浦 493 番地 3
小川香料おおいた佐伯農場株式会社
代表取締役 上野 俊輔

(3) 貸付けの目的

旧色宮小学校のランチルームを小川香料おおいた佐伯農場株式会社に香料の研究所として貸し付けることにより、当該法人のレモン等の収穫物の研究及びスイートピー等の地域農産物を活用した香料原料の開発を行い、地域農産物の生産、販路の拡大等を通じて地域経済の活性化を図るため

(4) 貸付期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで (5 年間)

(担当課：農林課)

議案第 155 号

佐伯市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

(議案書 54 ページ)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けを受けた者の収入又は資産の状況についての報告等に係る規定を整備するほか、所要の規定の整理をしようとするものである。

令和元年 6 月 7 日に「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が、同年 7 月 19 日に同法律の施行令がそれぞれ公布（いずれも施行期日は、同年 8 月 1 日）され、これまで同施行令に規定されていた事項（災害援護資金の償還金の支払の猶予及び償還の免除に係る規定）が同法律に規定されたほか、これらの手続をするか否かを判断するための報告等に係る規定が同法律に新たに規定される等された。

これらの法律等の一部改正に伴い、当該報告等に係る規定を整備するほか、本条例において引用する当該法律等の規定（条項）を整理するものである。

<主な改正の内容>

(1) 償還金の支払猶予及び償還免除に係る報告等に係る規定の追加

改正後の「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 16 条の規定の趣旨に鑑み、本市が、災害援護資金の償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができることとする（第 15 条第 3 項改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(例規集第 3 巻 52500 ページ)

(担当課：社会福祉課)

議案第 156 号

佐伯市家庭児童相談室条例の一部改正について

(議案書 55 ページ)

地方公務員法の一部改正により、特別職非常勤職員の任用の要件が厳格化されることに伴い、家庭児童相談員及び心理士に一般職の職員をもって充てることとするため、解職等に係る規定を整備するほか、児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 家庭児童相談員及び心理士の地方公務員法上の職種の変更（本則による改正）

本概要書の 5 ページ（議案第 136 号・佐伯市条例の廃止に関する条例等の

一部改正について）に記載の地方公務員法の一部改正による特別職非常勤職員の任用の要件の厳格化に伴い、令和2年4月1日から、本市の家庭児童相談室に配置している家庭児童相談員及び心理士の地方公務員法上の職種を変更することとしている。

具体的には、特別職非常勤職員であったそれぞれの職種について、一般職の職員をもって充てることとする。

これらの職種の変更に伴い、一般職の職員は地方公務員法等の法令が直接適用されることとなることを踏まえ、本条例に規定している家庭児童相談員及び心理士の解職、服務及び任期に係る規定を削除する等の規定の整備をする（第3条第3項及び第4項の改正並びに第5条から第7条までの削除関係）。

(2) 家庭児童相談員及び心理士の報酬金額に係る規定の削除（附則による改正）

上記（1）の改正に伴い、「佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の非常勤の特別職の職員の報酬金額を定めた表から、家庭児童相談員の報酬金額（月額 134,000 円）及び心理士の報酬金額（月額 187,000 円）に係る規定をそれぞれ削除する（附則第2項の規定による佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1改正関係）。

【参考事項】

令和2年4月1日以後に支給する家庭児童相談員及び心理士の給与については、それぞれの支給の根拠となる給与条例の規定によりその額を決定し、支給することとなる。

(3) 施行期日

令和2年4月1日（児童福祉法の一部改正に伴う規定の整理に係る部分（第3条第2項第1号の改正規定）については、公布の日）

（例規集第3巻 56700 ページ、第5巻 110500 ページ）

（担当課：こども福祉課）

議案第 157 号

佐伯市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部改正について

（議案書 56 ページ）

介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定等について審議する佐伯市介護保険事業計画等策定委員会において、幅広い関係者からの意見を反映させるため、委員の要件を追加しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 策定委員会の委員の要件の追加

介護保険事業計画等策定委員会の委員については、本条例第4条第1項の規定により、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱することとし

ている。

- ① 学識経験を有する者
- ② 福祉・医療・保健関係者
- ③ 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- ④ 関係行政機関の職員
- ⑤ 本市の職員

策定委員会において、次期（令和3年度から令和5年度まで）の介護保険事業計画等の策定等について審議するに当たり、その委員になることができる者として、「その他市長が必要と認める者」を追加することとし、当該計画等に幅広い関係者からの意見を反映させることとする（第4条第1項第6号追加関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(例規集第4巻 67600 ページ)

(担当課：高齢者福祉課)

議案第 158 号

佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について

(議案書 57 ページ)

深島集会所を、令和2年1月1日に廃止しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 深島集会所に係る規定の削除

深島集会所は、地区住民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、昭和51年2月に蒲江地域の深島区に建築された施設である。

令和元年11月1日に、深島区から市長に対し、当該集会所について、令和2年4月に当該区への無償譲渡を要望する旨の要望書が提出された。

現在、当該区に当該集会所を無償譲渡することについて調整中であることから、その無償譲渡に係る手続を進めるに当たり、当該集会所を、令和元年12月31日をもって廃止し、普通財産に用途変更することとする。

これに伴い、本条例の集会所の名称及び位置を規定している表から、「深島集会所」の名称及び位置に係る規定を削除する（第2条の表改正関係）。

(2) 施行期日

令和2年1月1日

(例規集第2巻 47800 ページ)

(担当課：社会教育課)

議案第 159 号

佐伯市学校給食センター条例の一部改正について

(議案書 58 ページ)

佐伯市さいき学校給食センターを新たに設置することに伴い、その名称、位置及び対象校を定めようとするものである。

<改正の内容>

(1) 新たに設置する学校給食センターに係る規定の整備

現在建設中の学校給食センターの名称、位置及び対象校を次の表のとおりとする(別表改正関係)。

名称	位置	対象校
佐伯市さいき学校給食センター	佐伯市大字長谷 4895 番地 1	佐伯小学校
		佐伯東小学校
		渡町台小学校
		佐伯幼稚園
		佐伯東幼稚園
		渡町台幼稚園

(2) 施行期日

令和 2 年 8 月 25 日

【その他参考事項】

(1) 佐伯市さいき学校給食センターの概要

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2 階建て
- ② 延べ床面積 2,069.30 ㎡
(内訳: センター 1,990.35 ㎡、車庫棟 78.95 ㎡)
- ③ 調理可能食数 3,000 食/日 (供用開始時 1,320 食/日)
- ④ 施設の概要 荷受室、検収室、下処理室、加工室、炊飯室、洗浄室、食育食堂室、会議室、事務室等

(2) 給食調理・配送等業務委託業者

さくら運輸株式会社 (佐伯市西浜 2 番 31 号)

(3) 佐伯市さいき学校給食センター整備事業費及びその財源内訳 (予定)

(単位: 円)

整備事業費	財源内訳		
	国庫補助金	合併特例債	一般財源
1,667,007,000	194,249,000	1,374,800,000	97,958,000

※ 整備事業費 = 地質調査委託費、基本・実施設計委託費、工事監理委託費、建設工事費、厨房機器購入費等の合計額

(例規集第 2 巻 44000 ページ)

(担当課: 体育保健課)

議案第 160 号

工事請負契約の締結について（令和元年度旧エコセンター蒲江解体撤去工事） （議案書 59 ページ）

令和元年度旧エコセンター蒲江解体撤去工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- (1) **入札方式** 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- (2) **工期** 420 日間
- (3) **予定価格** 265,815,000 円（税抜き 241,650,000 円）
- (4) **最低制限価格** 244,549,800 円（税抜き 222,318,000 円）
- (5) **入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）**

入札業者	入札金額	備考
小野明・佐々木特定建設工事共同企業体	222,318,000 円	くじにより落札
東豊・盛田特定建設工事共同企業体	222,318,000 円	
小田・風戸特定建設工事共同企業体	222,318,000 円	

- (6) **契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）**

佐伯市本匠大字笠掛 1579 番地 1

小野明・佐々木特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社小野明組

代表取締役 三浦 好

244,549,800 円

（落札率：92.00%）

【その他参考事項】

- (1) **工事の場所**

佐伯市蒲江大字蒲江浦 1234 番地ほか

- (2) **解体施設（旧エコセンター蒲江）の概要**

施設の種類	施設の構造等
ごみ処理施設棟	鉄骨造（一部鉄筋コンクリート造）4 階建（一部地下 1 階）
ごみ計量器	鉄骨造
チップヤード	鉄骨造
車庫棟	鉄骨造
煙突	鉄筋コンクリート造、H=30m
関連施設	電気機械設備品、外部構造物、植栽等

(3) 工事費及びその財源内訳

(単位：円)

工事費	財源内訳	
	合併特例債	一般財源
244,549,800	232,300,000	12,249,800

(担当課：清掃課)

議案第 161 号

深島集会所の指定管理者の指定の期間の変更について

(議案書 63 ページ)

深島集会所の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

深島集会所の指定管理者については、平成 29 年第 5 回 (12 月) 市議会定例会において、「深島区」がその指定の期間を「平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、令和元年 11 月 1 日に、深島区から市長に対し、当該集会所について、令和 2 年 4 月に当該区への無償譲渡を要望する旨の要望書が提出され、現在、当該区に当該集会所を無償譲渡することについて、調整を行っているところである。

よって、その無償譲渡に係る手続を進めるに当たり、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日 (議案第 158 号の条例の施行期日) の前日に変更することについて、再度、議会の議決を求めることとする。

なお、当該集会所の管理指定期間に係る当該区との変更協議については、令和元年 10 月 31 日に完了している。

<指定管理者の指定の期間の変更内容>

項目	指定の期間
変更前	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (5 年間)
変更後	平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで (1 年 9 か月間)

(担当課：社会教育課)

議案第 162 号

損害賠償事件の和解について

(議案書 64 ページ)

損害賠償事件の和解について、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

- (1) **事 件 名** : 佐伯市蒲江大字野々河内浦 565 番地 2 付近の国道 388 号で発生した交通事故に係る損害賠償事件
- (2) **相 手 方** : 佐伯市蒲江大字猪串浦 876 番地 伊東 茂夫
- (3) **事件の概要** : 平成 30 年 11 月 20 日午後 4 時 25 分頃、佐伯市蒲江大字野々河内浦 565 番地 2 付近の国道 388 号において、市有スクールバス運行業務委託先運転手が業務上、市有スクールバスで猪串浦方面から葛原浦方面に向けて走行していたところ、進行方向左側の市道猪串森崎線から当該国道に右折して進入してきた相手方が所有する自動車と接触し、市有スクールバスの左側側部を損傷した。
- (4) **和解内容** : 相手方が佐伯市に損害賠償金を支払う。
- (5) **賠償金額** : 2,380,160 円
上記金額の内訳 車両修理費 649,159 円
代車費用 1,731,001 円

【その他参考事項】

(1) 和解に係る賠償金額の算出方法

当事者	相手方		佐伯市	
損害額 (過失相殺前)	①	0 円	②	2,644,622 円
過失割合	③	90%	④	10%
賠償金額 (賠償責任額) ※相手に対し支払うべき金額	⑤	②×③ 2,380,160 円	⑥	①×④ 0 円

(2) 本市の過失割合相当額の取扱い

本市の過失割合 (10%) に相当する額は、次のとおりとなる。

「本市の過失相殺前の損害額 (2,644,622 円)」 － 「相手方が支払う賠償金額 (2,380,160 円)」 = 264,462 円

その過失割合相当額の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 車両 (バス) 修理費相当額 (72,129 円)
⇒ 本市が加入する保険会社 (全国市有物件災害共済会) が、当該修理を行った業者に直接支払う (保険適用範囲内)。
- ② 代車費用相当額 (192,333 円)
⇒ 本市が、代車費用 (貸切バス代金) として、一般会計から大

分バス株式会社に支払う（保険適用範囲外）。

（担当課：教育総務課）

専決処分の報告

報告第 21 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 65 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和元年 10 月 18 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

- (1) **事 件 名** : 佐伯市大字青山 3149 番 23 付近の市道黒沢線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件
- (2) **相 手 方** : 佐伯市大字木立 3369 番地 竹林 恒治
- (3) **事件の概要** : 令和元年 9 月 30 日午後 9 時 40 分頃、佐伯市大字青山 3149 番 23 付近の市道黒沢線において、当該市道に落石があり、当該市道を走行していた相手方が所有する自動車当該落石に接触し、当該自動車の右前輪タイヤを破損した。
- (4) **和解内容** : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
※佐伯市の過失割合は、50%
- (5) **賠償金額** : 13,805 円 (保険適用範囲内)
上記金額の内訳 車両修理費 13,805 円
(担当課 : 用地・管理課)

報告事項

第 27 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 66 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

- (1) **専決処分日**：令和元年 9 月 20 日
- (2) **事故の場所**：佐伯市大字長良 322 番地の家屋の敷地内
- (3) **相手方**：佐伯市大字長良 322 番地 疋田 勝義
- (4) **事故の概要**：令和元年 8 月 13 日午後 2 時 30 分頃、佐伯市大字長良 322 番地の相手方が所有する家屋の敷地内において、佐伯市臨時職員が家庭ごみの収集作業終了後に当該敷地から出ようと市有貨物自動車で前進していた際、当該敷地の傾斜によって当該市有貨物自動車が傾いたことにより当該敷地の門扉に接触し、当該門扉を破損した。
- (5) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) **賠償金額**：312,120 円（保険適用範囲内）
上記金額の内訳 門扉取替費 312,120 円

(担当課：清掃課)

第 28 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 67 ページ)

第 27 号報告と同様の報告である。

- (1) **専決処分日**：令和元年 9 月 17 日
- (2) **事故の場所**：大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号のホルトホール大分地下駐車場
- (3) **相手方**：杵築市杵築 860 番地 センターフィールド 301
河野 純哉
- (4) **事故の概要**：令和元年 7 月 18 日午後 6 時 15 分頃、大分市金池南 1 丁目 5 番 1 号のホルトホール大分地下駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場に駐車しようとして後進していたところ、目測を誤り、右側後方に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の左側前部バンパーを損傷した。
- (5) **和解内容**：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) **賠償金額**：113,900 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳 車両修理費 99,900 円
代車費用 14,000 円
(担当課：高齢者福祉課)